

こんにちは。就労継続支援 B 型なごみ〜るです。

暑かった夏が終わり秋めいてきたかなと思っていたらあっという間に冬の便りが聞こえてきて悲しくなります🐱今回は就労継続支援 B 型事業所について少し詳しくお話したいと思います。



・就労継続支援 B 型事業所とは

就労継続支援 B 型事業所とは障がいをお持ちの方が、一般企業に就職することに対して不安があったり、就職することが困難だったりする場合に、雇用契約を結ばずに生産活動などの就労訓練を行うことができる事業所及びサービスです。



・就労継続支援 A 型・B 型の違いとは

就労継続支援には、A 型と B 型の 2 種類があります。

就労継続支援 A 型は雇用契約を結んだ上で支援がある職場で働くことができる福祉サービスです。

就労継続支援 B 型では雇用契約は結びません。

しかし短時間から利用できたり、体調を優先しながら自分のペースで働くことができます。

そのため、就労継続支援 B 型は支払われる給料についても、正式には「賃金」と呼ばず「工賃」と呼びます。

作業したことに対する成果報酬として工賃が支払われます。

当該事業より発生した収入から
必要経費を控除した額に相当する
金額を還元いたします。



・作業時間は？

事業所ごとに作業時間は異なりますが、1日3時間から5時間の
就労時間で作業を行う所が多いかと思えます

『なごみ〜る』では午前9時30分から午後3時30分までの5時
間の就労時間となります。しかし体力面で心配があって毎日通うの
が困難な方や、通院などがあり毎日は難しい方など日数の調節や午
前中のみなどご相談が可能です。



・作業内容は？

就労継続支援 B 型事業所での作業内容は、事業所ごとに大きく異な
ります。

作業内容の一例をあげると、衣類のクリーニング、パンやお菓子な
どの製造、農作業、ミシン作業や手工芸、清掃作業、袋詰めや値段
付け、簡単なパソコン入力作業、製品の包装作業、発送作業などさ
まざまな作業内容を行っている事業所があります。

『なごみ〜る』では
☆洗濯ランドリー作業



☆菓子製造作業



☆清掃作業



さまざまな作業をおこなっています。

就労継続支援 B 型の利用をお考えの方は是非見学をしてみてください。
お問い合わせお待ちしております。

ご覧いただきありがとうございました

